

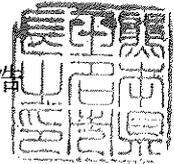
告 示

玉名市告示第 74 号

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条、介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第5項並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条及び第158条の2の規定に基づき、歳入の収納事務を委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第33条第1項、介護保険法施行令第45条の7第1項、子ども・子育て支援法施行令附則第8条第1項並びに地方自治法施行令第158条第2項の規定により、以下のとおり告示する。

令和5年4月1日

玉名市長 藏原 隆浩



1 委託した歳入科目

- (1) 市県民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 介護保険料
- (5) 地域污水处理施設使用料
- (6) 市営住宅使用料
- (7) 専用水道使用料
- (8) 浄化槽使用料
- (9) 国民健康保険税
- (10) 後期高齢者医療保険料
- (11) 保育料
- (12) 学校給食費
- (13) 上記に係る督促手数料及び延滞金((4)、(10)を除く)

2 委託の相手方

住所 岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地

名称 株式会社 電算システム 取締役執行役員事業部長 辻本 治

3 委託期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで